

意見等の概要	住民説明会の開催周知、説明内容は不十分である。
事業者の見解	<p>住民説明会の周知については、開催日時等を記載したチラシを行政連絡員による毎戸配布しており、掲示場への掲示公告により行っており十分なものである。</p> <p>説明内容も、限られた時間内で可能な限りの内容を説明しており、不十分な点については準備書を縦覧しており、確認いただけること、及び、質問への回答についても行っている。</p>

意見等の概要	<p>事業の実施位置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の裸地の出現による集中降雨時の濁水、施設稼働中の不慮の事態による公害汚染水の流失等が計画地隣接の水路に流出することが考えられる。 ・ 敷地内の土壌浸透による地下水脈を通じての流失が考えられる。 ・ 海拔0メートルに近く、地盤も弱いことから地震、津波、洪水等の災害には対応が難しい <p>以上の点から、計画地は不適格である。</p>
事業者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事中の裸地の出現による濁水については、十分な沈砂池等を設け、敷地外への濁水の流出を防止することとしているため、影響はないものと考えられる。 ・ 施設稼働中の不慮の事態による公害汚染水の流出については、不慮の事態が発生しないよう構造上十分な配慮を行い施工することとしている。 ・ 敷地内の土壌浸透による地下水の汚染に関しても、土壌汚染そのものが発生しないようごみピットからの汚水の流出等ないように施工することとしている。 ・ 軟弱地盤対策については、地質調査を行っており十分に現地地盤に対応した設計を行うこととしている。 ・ 計画地まで至る津波、洪水に関しては観測記録がなく、津波の危険性は十三湖内で湖底が隆起するようなことがない限り計画地までいたることは考えにくく、洪水に関しても岩木川河口部であることと堤防が整備されていることを考えあわせると考えにくい。 <p>以上から、当該計画地においても事業の実施は十分可能であると判断している。</p>

意見等の概要	<p>焼却施設について排出される煤煙による周辺住民の人体に与える健康被害が危惧される。</p> <p>景観においては景観上の違和感、圧迫感は大いと考ええる。</p> <p>煙突の円筒の直径を明示されたい。</p>
事業者の見解	<p>煤煙による健康被害については、準備書に記載しているとおり、ダイオキシン類濃度・浮遊粒子状物質濃度を含めて、バックグラウンド濃度と比較しても極めて影響は小さなものであり、環境基準値を十分に満足できるものであると評価している。</p> <p>景観についても、準備書に記載しているとおり、呑竜岳展望台からは約3kmの距離にあり、フォトモンタージュの予測結果からも景観上の違和感、圧迫感はないと判断している。</p> <p>煙突については、3本の煙突が同一の外筒に入る形となり、外観では5m x 7m程度の矩形となる計画である。</p>

意見等の概要	ストックヤードについて貯留物の計画トン数等が不明であるので明確にされたい。
事業者の見解	<p>貯留日数はいずれも7日分を計画しており、各品目別の貯留重量は以下のとおりで計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類 11.95 t / 日 × 7 日 = 83.65 t <ul style="list-style-type: none"> くず鉄 8.21 t / 日 × 7 日 = 57.47 t スチール缶 2.96 t / 日 × 7 日 = 20.72 t アルミ缶 0.78 t / 日 × 7 日 = 5.46 t ・ビン類 3.89 t / 日 × 7 日 = 27.23 t <ul style="list-style-type: none"> 無色 1.71 t / 日 × 7 日 = 11.97 t 茶色 1.55 t / 日 × 7 日 = 10.85 t その他 0.62 t / 日 × 7 日 = 4.34 t ・紙類 9.96 t / 日 × 7 日 = 69.72 t <ul style="list-style-type: none"> 飲料用紙容器 0.16 t / 日 × 7 日 = 1.12 t 段ボール 0.78 t / 日 × 7 日 = 5.46 t その他紙容器 1.24 t / 日 × 7 日 = 8.68 t 新聞 3.89 t / 日 × 7 日 = 27.23 t 雑誌 3.89 t / 日 × 7 日 = 27.23 t ・プラスチック 3.27 t / 日 × 7 日 = 22.89 t <ul style="list-style-type: none"> PET 0.47 t / 日 × 7 日 = 3.29 t その他プラ容器 2.65 t / 日 × 7 日 = 18.55 t 白色トレイ 0.16 t / 日 × 7 日 = 1.12 t <p>最大貯留日数は上記のとおり7日分を計画しており、搬入物を場内で一時貯留し、同一処理工程で、処理日を変え複数の品目を処理する計画としている。搬出先としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類 民間業者 ・ビン類 容器包装リサイクル協会 ・紙類 <ul style="list-style-type: none"> 段ボール 容器包装リサイクル協会 その他紙類 民間業者 ・プラスチック 容器包装リサイクル協会

意見等の概要
交通計画について、道路使用ルートが不明であるので明確にされたい。

事業者
準備書に記載しているとおり、以下の内容で計画している。
当該計画施設への搬入車両台数を下表に、計画搬入路を図に示す。なお、計画搬入路は整備される計画である。

の見解
搬入時間は可燃ごみに関しては収集車は朝8時頃から収集を開始し、11時～13時頃の搬入が多く現在は11時台に搬入が集中している。しかしながら、人口の比較的多い五所川原市等からは距離が遠くなり、これら南部の自治体からの搬入時間は現在よりも30分程度遅くなると考えられる。それに対し、北部の各自治体からの搬入時間はやや早くなる傾向となると考えられ、全体的には現在よりもばらつきがでることとなる。従って、時間帯別搬入台数は収集ごみに関しては、11時～13時までの2時間で各1時間毎には15台程度の搬入と見ることができる。直接搬入の車両に関しては、特に月曜日を中心に早朝の時間帯に集中する傾向があり、搬入車両の集中する時間帯を避け午後の搬入とするよう指導を行い、搬入時間（8時30分～16時30分）の間に収集車両を含め均一化し1時間当たり15台程度の搬入台数とするよう努める。現状での1時間当たり搬入台数は最大で20台程度である。

不燃ごみに関しては全区域収集を行い15時頃の搬入としている自治体もあり、ばらつきが見られる。現状各自治体毎に最終処分場への搬入としているため特に収集日等の調整を行っていない状況にあり、表に示したとおり水曜日・土曜日に多くなっている。これは、不燃ごみを可燃ごみと別の曜日に収集するためであり、これらの曜日は可燃ごみの収集車両は少ない。

従って、総計では搬入の特に多い月曜日を除き、1日平均80台程度となっており、1時間当たりの搬入台数としては、現状の最大20台程度を大きく上回ることはないと考えられる。

表 搬入車両計画

			月	火	水	木	金	土	
焼却施設	収集車	パッカー車	2.0t	11	9	1	8	7	1
			2.5t	14	12	14	14	12	12
			4.0t	2	2	2	-	2	2
	計			27	23	17	22	21	15
直接搬入車(主に2t平ボディ)			40	30	30	40	30	30	
計			67	53	47	62	51	45	
リサイクルプラザ	収集車	パッカー車	2.0t	1	-	3	-	1	-
			2.5t	2	4	5	3	5	4
			4.0t	-	-	-	2	-	-
		平ボディ	2.0t	5	5	8	6	6	10
			3.0t	1	-	-	1	-	2
			4.0t	-	1	1	-	-	-
	計			9	10	17	12	12	16
直接搬入車(主に2t平ボディ)			15	10	15	10	15	15	
計			24	20	32	22	27	31	
総計			91	73	79	84	78	76	

— ; 計画搬入路
— ; 市浦・中里方面

— ; 五所川原方面
— ; 車力方面

図 計画搬入路位置図

1 : 50,000

意見等の概要

給水等供給施設計画について、長期間にわたる実行詳細循環計画、井水の使用不可の対処計画を示されたい。

事業者の見解

井水の使用不可については、使用が不可能となる可能性はないため、不可負荷の誤字であると解釈し、以下に見解を示す。
 準備書に記載しているとおり、以下の内容で計画している。
 当該計画施設への給水は、生活用水・ボイラー用水等に関しては基本的に既存給水管(口径50mm)により中里町上水道から給水を受ける計画(最大60・/日)である。地下水は量は豊富であるものの、鉄分等を多く含んでおり、これらの用水としては利用が困難であるため、プラント用水として利用可能な程度に処理した後に利用(300・/日程度)を行う。
 また、プラントの洗浄水等に関しては可能な限り処理水を利用し、再利用を推進することとする。図に給排水フロー概念図を示す。

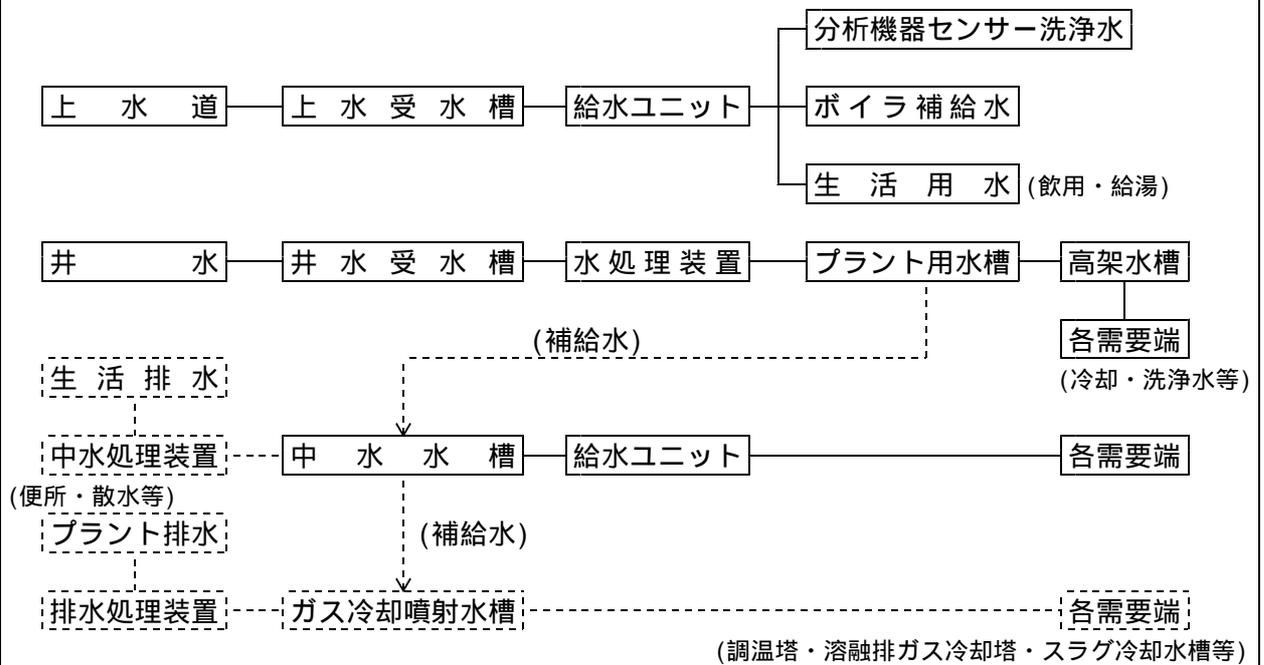


図 給排水フロー概念図

意見等 の概要	<p>雨水等排水計画について、雨水と汚水を完全に分離して雨水のみを農業用排水路に放流することは実現可能性は難しいと考える。</p> <p>汚水の再利用の方法、再利用の循環に支障が生じた場合の対策等について明確にされたい。</p> <p>排出ガスに含まれるダイオキシン類等が十三湖及び周辺土壌への沈着する事による各種被害を発生させると考えられるので、その防止対策を示されたい。</p> <p>大気中のダイオキシン類の濃度は夏期より冬期が明らかに高いとされている事も含めて、その防止対策を示されたい。</p> <p>十三湖内に現地調査地点が設定されていないのは不十分である。</p>
事業者 の見解	<p>雨水と汚水の完全分離は一般化しており十分に実現可能である。</p> <p>汚水の再利用の方法については、前述したとおりである。</p> <p>排出ガス中の有害物質濃度については、前述したとおり大気中濃度で影響は軽微であると判断しており、それ以降の2次・3次の影響についても同様と判断している。</p> <p>ダイオキシン類大気中濃度の季節変動については、現地調査結果では、春・秋が他の2季と比較して高い値を示しているものの、いずれも環境基準値を大幅に下回る値であり、影響についても軽微であることから、特に問題はないと判断している。なお、排出濃度については季節に関わらず、排出設計値(0.1ng-TEQ / ・ N)を満足することとしているため、季節変動は考慮していない。ごみ質の低下等により、焼却温度が低下することのないよう、助燃設備を設置する等により、ダイオキシン類の発生抑制に努める設備計画となっている。</p> <p>当該評価準備書の現地調査地点については、各々の項目について、適切な調査地点を設定しており、当該地域の主風向が北西方向であることから、大気質については南東方向での調査を行っている。土壌についても同様の理由である。十三湖が調査地点として設定されていないのは、主風向の風上に当たるためである。また、汚水及びその処理水の放流を行わない計画であることから、水質への影響は軽微であると判断でき、調査を行っていない。水質に影響を与えない計画であることから、そこに棲息する魚介類への影響も軽微であると判断できる。</p>
意見等 の概要	<p>環境保全のための措置・総合評価について、調査地点が限定的であることから不完全である。特に焼却灰及び不燃物などの搬出処分先、公害防止対策、環境保全対策、公共用水域に対する保全対策等は全く記載が不十分である。</p> <p>また、環境保全のための措置の記載内容が、遵守するのは排出基準のみとも読めるので当該評価準備書の全体にわたっての遵守とされたい。</p> <p>なお、遵守する関係法令は不十分であるので、湖沼水質保全特別措置法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等国内各種法令、指導通達・指針等、諸外国規制基準も参考とした十分なものの遵守とされたい。</p>
事業者 の見解	<p>前述のとおり、十分な調査・予測・評価が行われていると考えられる。</p> <p>焼却残渣等の搬出先は、準備書に記載しているとおり各自治体所有の最終処分場としている。</p> <p>公害防止対策及び環境保全対策は本準備書に記載した環境保全のための措置及び排出基準(設計)値を満足することにより公害防止対策及び環境保全対策を確実なものとするとしている。公共用水域に対する保全対策としては、汚水及び処理水を放流しないことにより保全対策としている。</p> <p>また、総合評価において「本事業の実施にあたり、建設工事及び施設供用後を通じて本書に記述した環境への配慮を確実に実行し、また、予測されない影響が生じた場合、あるいはそのおそれが生じた場合は速やかにその原因を究明し、防止対策を講じ、周辺環境に影響が生じないよう努めるものとする。」としている。</p> <p>なお、関係法令としては、国内関係法令・基準・指針等は関係法令とし、遵守するものとしているが、諸外国規制基準値については、対象外であり参考とすることはあっても遵守すべき関係法令とは考えていない。</p>

意見等の概要	調査及び予測・評価項目・調査地点位置・評価の結果について、十三湖内に調査地点が設定されていないことから不十分である。
事業者の見解	<p>前述のとおり、現地調査地点が、津軽国定公園の十三湖内に設定されていないのは、影響が軽微であると判断できるためであり、十分な調査・予測評価が行われていると判断できる。</p> <p>悪臭については、計画地境界点で影響が軽微であると判断されており、そこより離れている十三湖においてはさらに影響は軽微なものとなると判断できる。</p> <p>煤煙・排出ガスについても同様であり、最大着地濃度出現地点において影響は軽微であると評価されており、風上に当たる十三湖上においてはさらに軽微なものとなると判断できる。</p> <p>従って、十三湖内に調査地点が設定されていなくとも現在の調査内容で十分なものであると判断できる。</p>

意見等の概要	<p>景観上の問題について、十三湖は十三湊として歴史上重要な場所であり、史跡も多数ありさらに近年は漠とした湖面は観光地として脚光も浴びている。こうした景観に人工物はふさわしくない。よって、焼却施設が建設された場合十三湖産のしじみの風評被害が懸念される。</p>
事業者の見解	<p>準備書に記載しているとおり、呑竜岳展望台からは約3kmの距離にあり、フォトモンタージュの予測結果からも景観上の違和感、圧迫感はないと判断している。</p> <p>十三湊からはさらに距離もあり、景観地点そのものの高度が上記展望台よりも低いことから、さらに景観上の影響は軽減されるものと判断できる。</p> <p>ダイオキシン類による風評被害については、その化学的根拠がないことから、所沢での風評被害以降、被害が発生していないのが実状である。</p>

意見等の概要	<p>十三湖上で漁業等操業をしている漁業者に対するダイオキシン類等の影響がある。</p> <p>また、土壌等に累積され水を汚染し、魚介類への影響が懸念され、更に日本海の家産動植物にも影響がある。</p>
事業者の見解	<p>煤煙による健康被害については、準備書に記載しているとおり、ダイオキシン類濃度・浮遊粒子状物質濃度を含めて、バックグラウンド濃度と比較しても極めて影響は小さなものであり、環境基準値を十分に満足できるものであると評価しており、人体に重大な影響を与えるものではない。</p> <p>排出ガス中の有害物質濃度については、大気中濃度で影響は軽微であると判断しており、それ以降の2次・3次的影響についても同様と判断している。また、汚水及びその処理水の放流を行わない計画であることから、水質への影響は軽微であると判断できる。水質に影響を与えない計画であることから、そこに棲息する魚介類への影響も軽微であると判断できる。</p> <p>日本海への影響はさらに軽微なものであると判断できる。</p> <p>なお、間接的なダイオキシン類の影響については、当該計画のみで論じるべき問題ではなく、十三湖流域全体で論じるべき問題である。前述のとおり、当該計画により十三湖へ直接飛散するダイオキシン類濃度の影響は軽微であると判断できることから、その影響は間接的なものに限定される。これも前述のとおり軽微であると判断しており、さらに十三湖流域全体においては、現状よりも軽減される方向となる。これは、既存施設(西部クリーンセンター)の稼働停止により、現状よりも流域全体の環境負荷は軽減の方向へ向かうためである。</p>

以下、住民説明会における意見等

意見等の概要	この施設に関わる公害が発生した場合、どのように対処するか。
事業者の見解	排出濃度については排出基準値を満足しており、予測評価の結果から環境保全目標を満足していることから、公害は未然に防止できると考えている。 また、定期的に検査を行いその情報公開を行うとともに、予測されない影響が生じた場合及びそのおそれが生じた場合には速やかにその原因を究明し、防止対策を講じ、周辺環境に影響が生じないように努めることとしている。

意見等の概要	問題があった場合、苦情を届け出る窓口を作り、役場等へ伝えて欲しい。
事業者の見解	その様に対応する。

意見等の概要	用地選定に当たって、地元との妥協点はどこにあったか。（還元施設等について） また、同意取得範囲はどの範囲か。
事業者の見解	地元との妥協点についての詳細は明言できないが、新聞報道のような施設ではない。 また、当組合が全て行う事業ではない。 同意取得範囲は、計画地隣接地権者である。

意見等の概要	自然保護団体への連絡等を行っているか。行っている場合、団体名を教えてください。 また、団体からの意見はあるか？
事業者の見解	日本野鳥の会、津軽昆虫同好会とは(旧)青森県環境影響評価指導要綱における計画概要書作成段階で、調査内容等の相談を行った。日本野鳥の会に関しては、野鳥に関わる返答をいただけず、残念ながら現地調査等の参考とできる意見はいただけなかった。 準備書縦覧以降の意見書の提出はない。

意見等の概要	水とダイオキシンの関係について説明いただきたい。 また、しじみへの影響についてはどうか。
事業者の見解	ダイオキシンは水に溶けにくく、油に溶ける性質がある。水中には溶け出さず、他の物質に付着したり、流れたり、下に沈むと言う挙動を示す。 魚介類等動物への影響は、摂餌による影響がほとんどであると考えられている。つまり、ダイオキシン類が付着した餌(植物及びプランクトン等)を摂取した小型動物が体内に蓄積し、その小型動物を摂取する中型大型動物へと濃縮が進むというのが一般的に考えられている生物濃縮の過程である。従って、しじみは生態系ピラミッドの中では比較的低位の動物であることと、成長の中での摂餌期間・量から考えても、一般に魚介類でダイオキシン類濃度が高いとされる、大型魚介類と比較してその影響は少ないと考えられる。

意見等の概要	し尿処理場の散水面積が不足しないのか。
事業者の見解	スプリンクラーは7ブロック設置しているが、実際に稼働しているのはそのうち2～3ブロックである。新施設の建設で3ブロックが使えなくなるが、残りの4ブロックで十分対応出来る見込みである。

意見等の概要	煙を毎日吸っても人的被害がないのか。
事業者の見解	排煙を直接毎日摂取することは考えられず、大気中に拡散し希釈されたものを摂取することとなる。その拡散後の予測結果では環境基準値を満足しており、毎日これを摂取しても重大な人体への影響を与えるものではない。

意見等の概要	別な場所に建設する計画は今まで無かったのか。
事業者の見解	以前西部クリーンセンターの隣に建設する計画があったが、用地の隣接地権者の同意がとれなくて断念した経緯がある。 今回の用地は、組合の所有地であり、隣接地権者、町、議会等の同意がとれたため、この場所に決めている。

意見等の概要	今後も、水質、底質、しじみなどの調査を行う予定はないのか。
事業者の見解	前述のとおり、水質・底質、しじみ等については影響が軽微であると判断できることから、環境影響評価としての調査は考えていない。